

第3節 多摩川を守り、緑を育て、歴史と文化を大切にすまち

第1項 緑を守り育てる

1 緑を守り育てる

目 標

雑木林・屋敷林・寺社林・住宅地の庭や生け垣など、質の高い身近な緑の保全と再生に努めるとともに、公園や緑地を整備し、緑豊かな、潤いのあるまちを目指します。

指標	緑被率	
	現状	現状維持に努めます。
	28.4%	
	生け垣緑化助成延長（累計）	
現状	延長増加に努めます。	
651.7m		

* 現状値(緑被率)の数値式：緑被面積÷市の面積×100

現 状

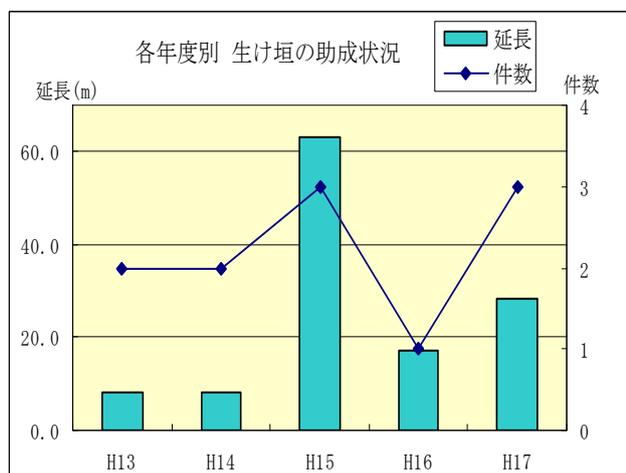
本市の緑被率(平成18年度調査値)は、28.4%となっています。身近な緑として雑木林・屋敷林・寺社林・住宅地の緑などがあります。

保存樹林地は平成17年度末時点で、約4万3千㎡となっており、所有者の理解と協力により、保存樹林地に指定し保全しています。

また、市内に残る農地は、緑地としての機能を持っていることから、平成17年度末時点で36.59haを生産緑地として指定しています。

都市化の進展に伴い市街地の緑が減少していることから、緑を守り育てることの大切さについて市民意識を高めるため、緑に関する環境啓発等を実施しています。

生け垣の設置促進については、広報紙等によりPRを図るとともに、設置費の助成を行っています。



生け垣の助成延長 (m)

	H13	H14	H15	H16	H17
助成延長	8.0	8.0	63.2	17.0	28.5
累積延長	535.0	543.0	606.2	623.2	651.7

施策の方向

緑の保全や活用、緑化の推進など、緑に関する諸施策を計画的に推進するため、「緑の基本計画」を策定します。また、崖線樹林地を取得し保全していくほか、生産緑地の追加指定を行い、潤いのある緑の保全と活用を図ります。

市民や事業者、緑地所有者が維持管理しやすい制度づくりを進めます。また、緑の環境教育・学習を充実させるため、その指導者の育成に努めます。

公共施設の緑化を進めるとともに、公園・緑地・学校などの緑を、街路樹や住宅の緑などで結ぶ「緑のネットワーク」を形成し、まちに緑を広げていきます。緑豊かな潤いのある羽村を取り戻していくために雑木林や庭の緑、屋敷林など今ある貴重な緑を大切に保全すると同時に緑化を推進し、生物を育む緑豊かなまちとなるよう取り組んでいきます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 緑地の保全と育成		
取組施策	取組項目	備考
① 保全の充実	1 ★緑地を保全・管理するために、緑地の管理制度を検討していきます。	1. 1. 2. 1(1)③-2 23 頁関連
	2 ◆現在残っている崖線樹林を貴重な緑として保存樹林地に指定し保全します。また、宅地化などにより樹林が失われた区間については、崖線樹林の復元を目指します。	3. 1. 1(2)①-2 66 頁関連
	3 多摩川右岸の草花丘陵は、丘陵的生態系が見られる場所であるため、その保全や環境学習等への活用ができるよう東京都・近隣自治体に働きかけます。	
	4 樹木の植栽、生物の生息に適した場所の創造、小動物の移動を可能にする緑地帯の確保など、生態系に配慮した緑化を進めます。	
	5 ★羽村駅西口地区では、土地区画整理事業により、崖線樹林地の復元を図ります。	

(2) 屋敷林、生け垣、庭の緑などの身近な緑の保全と育成		
取組施策	取組項目	備考
① 保全の強化	1 ★市街地の中の貴重な緑を保全するため、保存樹木や保存樹林地の指定を進めます。	3. 2. 3. 1(2)①-3 80 頁関連 4. 1. 1(3)①-1 87 頁関連
	2 ★崖線樹林地を取得し保全していくほか、生産緑地の追加指定を行い、潤いのある緑の保全と活用を図ります。	1. 2. 1(4)②-2 44 頁関連 1. 2. 2(4)①-3 48 頁関連 3. 1. 1(1)①-2 66 頁関連

取組施策	取組項目	備考
① 保全の強化	3 市民や事業者、緑地所有者が維持管理しやすい制度づくりを進めます。	
	4 ★「生け垣助成制度」について、市民が積極的に活用できるよう啓発活動を行います。	1. 1. 1. 1(2)②-4 19 頁関連

(3) 公共施設や民間施設の緑化の推進

取組施策	取組項目	備考
① 緑化の充実	1 ★開発事業や公共施設の敷地の広さに合わせ、緑地の面積の割合を高めるよう努めます。	
	2 一定規模以上の建物の屋上緑化を促進します。	
	3 ◆開発事業においては、宅地開発等指導要綱の規定に基づき、一定の緑地が確保をできるよう努めます。	1. 2. 1(2)①-2 43 頁関連
	4 J R 青梅線東側地区の民有地の緑化に努めます。	
	5 ★羽村駅西口地区では、土地区画整理事業により、公園、緑地および歩道の植栽を結び付け、地区内を「緑のネットワーク」として整備します。	
	6 工場や事業所等の建設にあたっては、既存の緑の保全や新たな緑の創造を図るため、緑化協定等の締結を働きかけます。	
	7 事業所やビルの周辺、オフィス内の緑化が促進されるよう普及・啓発に努めます。	
	8 庭の緑化や窓辺・ベランダなどにプランターボックスを配置するなど、市民・事業者・市が一体となった「花いっぱい運動」をさらに進めます。	

(4) 街路樹としてふさわしい樹種選定の推進

取組施策	取組項目	備考
① 体制の充実	1 街路樹としてふさわしい樹種について調査研究し、選定します。	
	2 既存の街路樹を植樹しなおす場合は、伐採するのではなく、移植等の保存に努めます。	
	3 ★市民等と協働して街路樹の樹種を選定するなど、特色のある道路緑化を進めます。	1. 1. 1. 1(1)⑤-1 18 頁関連 1. 2. 1(4)①-1 44 頁関連 3. 2. 3. 1(2)①-2 80 頁関連
	4 既存木を生かした街路樹の植栽や、身近な道路の緑化は特色ある道路緑化となるように研究していきます。	

(5) 緑ある公園の再構築		
取組施策	取組項目	備考
① 整備の充実	1 公園の整備や再構築の際は、市民がどのような公園を望んでいるかを把握し、魅力ある公園とします。	
	2 ★まちの拠点やシンボルとなる公園の整備、地域の特徴を活かした公園の再構築を進めます。	
	3 市内において緑地や公園の少ない地区などの偏りを解消するため、緑地や公園の適正配置を計画的に進めます。	
	4 ★民間の土地を借りている公園は、計画的に公有地化を進めます。	
	5 市民が身近に緑とふれあえる場として、公園内に花木等の植栽を推進します。	
	6 誰でも利用でき、安全で特色のある遊具の設置、周囲に調和した色彩や材質等の選定など、公園施設の整備を進めます。	
	7 公園の維持管理手法を検討し、適切な管理を行います。	
	8 ★市民との協働による公園管理の充実を図ります。	
	9 公園等の利用状況や問題点の調査を行います。	

(6) 羽村市に生きる、生物の保護と育成		
取組施策	取組項目	備考
① 保護の充実	1 ◆羽村市に生息する貴重な生物の調査と保護に努めます。	3.2.2(4)①-1 78 頁関連
	2 分断されているみどり・水辺などの間を生物が自由に行き来できるよう植栽など行い、自然の回廊（コリドー）の形成に努めます。	

(7) 緑の環境教育の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 教育の充実	1 図書館・郷土博物館等の生涯教育施設に、羽村の自然に関する資料を配置します。	
	2 観察・体験・工作・遊びを取り入れた自然教育の各種プログラムを充実します。	
	3 ★学習の場の提供などにより、市民の自然の大切さへの関心を高めていきます。	
	4 ★環境情報資料を作成し、市民や子どもたちの環境学習・教育などに活用します。	

(8) 緑を守り育てるための市民参加と活動の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 活動の充実	1 市民の自然保護・研究グループと、市民どうしがともに学び交流できる機会をつくります。	
	2 市内において、自然保護活動団体のメンバーとともに情報交換や調査研究し、活動できる組織をつくります。	
	3 自然環境に影響を及ぼす可能性のある事業に関し、計画の早い段階で、市民に広く情報を公開していきます。	
	4 緑地の管理など、指導的役割を担う緑のリーダーの育成に努めます。	
	5 市民・事業者との協働による緑化活動を進めます。	
	6 ★緑被率の調査を基に、緑の量を監視し保全に努めます。	

市民の取り組み

- 市民が自然とふれあい、憩える場所の樹木の保護や保全、清掃に積極的に参加します。
- 積極的に自宅の庭に木を植えます。
- 街路樹の樹種選定や保全、管理などに積極的に参加します。
- 市民が中心に管理を行うことが可能な公園について、その運営に積極的に係わっていきます。
- 公園づくりに計画・設計段階から参加し、市民による「手作り公園」を実現します。
- 羽村市に生息する生物の調査や保護活動に積極的に参加します。
- 学習会や観察会等、緑を守るための活動を子どもたちとともにを行います。
- 情報交換や研究会を通し、全市的な見地から自然保護活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 自社の所有地に隣接する雑木林の清掃等の管理面に協力します。
- 雑木林に悪影響を及ぼすような、日照の障害、排気ガスの放出、廃棄物の投棄などの行為はしません。
- 自社の所有地に緩衝緑地帯として樹木を植えたり、生垣を設けます。
- 自社グラウンドや緑のスペースを市民に開放していきます。
- 緑のネットワークを造るために、自社の所有地に樹木を植えるなどして協力します。
- 自然環境に影響を及ぼす可能性のある事業に関し、情報公開を行っていきます。

2 農地を守り農業を育てる

目 標

農地を保全し、農業を続けていくために生産緑地や都市型農園を発展させるなど、明確な方針を市政の中に位置づけていきます。

主な 指標	援農ボランティア登録者数（累計）	
	現状	20人
	15人	

現 状

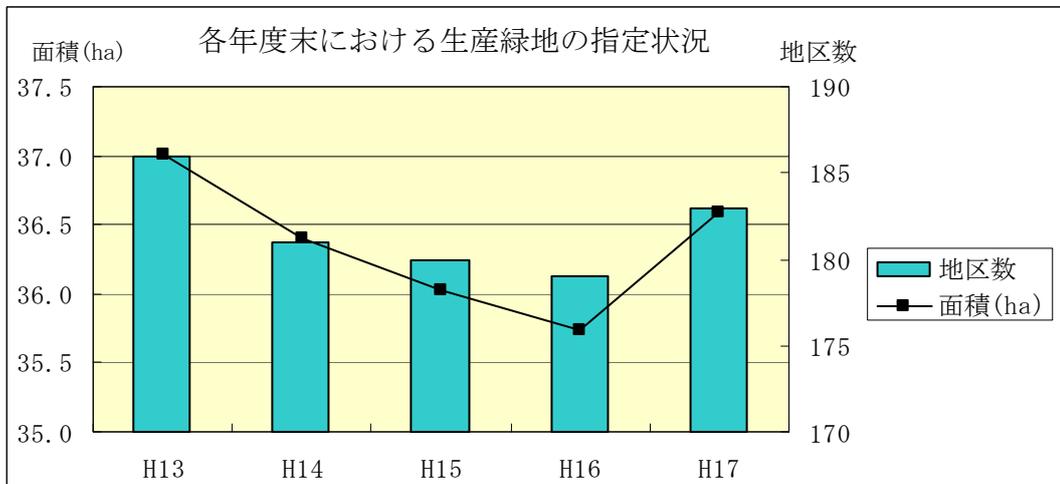
生産緑地については、緑地保全を推進するため、平成17年度から3年間、追加申請を実施しており、平成17年度末時点で36.59ha、市街化区域面積の4.42%となっています。

農家戸数の減少や高齢化が進んでいますが、農業後継者は増えており、また援農ボランティアの活用等により生産量は上昇しています。

平成11年制定の「食料・農業・農村基本法」（旧農業基本法を改正）と、平成17年に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において農業生産を通じて発揮される様々な役割・機能が高く評価されるとともに、農業の発展に向けた取り組みが示されました。

農地は、農業生産の向上のためだけでなく、自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成や防災面などの多面的な機能を持っています。こうした様々な機能を発揮する農地を保全するため、生産緑地の追加指定を実施し、農地の保全と有効利用を推進しています。

また、農産物直売所をこれまでより立地環境のよい、スポーツセンター横に移設したことにより、農産物の販売量が増加し、農家の生産意欲が向上するとともに、農業後継者が増加するなど、農業の活性化が見られるほか、フレッシュランド西多摩や動物公園での出張販売がスタートしたことにより、地産地消の販路が拡大し、市内野菜等の学校給食、保育園への納入にも進展が見られます。



施策の方向

農地は、緑地空間の保持や水資源のかん養など各種の環境保全機能を有しています。これら農地を保全していくために、可能な限りの農業振興支援を推進します。

また、市民の農業への理解や関心を深めるために、援農ボランティア、市民農園の活用、体験型農園の開設や農業ウォークを実施する他、学校教育を通じて農業にふれる場を作ります。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 農地の保全		
取組施策	取組項目	備考
① 保全活動	1 羽村の水田は貴重な存在であり、「たんぼ」の大切さを市民に知ってもらうよう啓発活動を行っていきます。	
	2 農地を保全するために法制度の改善等を関係機関に要請します。	
	3 ★潤いある緑の保全と活用を図るため、生産緑地の追加指定を行います。	
	4 根がらみ地区の水田の農業用水路の近傍は、ホタルの生息地となっているため保全します。	

(2) 環境保全型農業の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 支援の強化	1 有機栽培や減農薬栽培など、安全で安心な人と環境にやさしい環境保全型農業を推進します。	
	2 環境保全型農業の推進のために、東京都などと協力して講習会や研究会を企画するなど、積極的に市民への啓発活動を展開していきます。	
	3 環境保全型農業への支援をします。	
	4 ★農業に興味を持つ市民による援農ボランティアの制度を活用します。	

(3) 買い支え等農業支援の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 支援の充実	1 農業の経営体質の強化、安定化の支援を行います。	
	2 地元の農産物直売所の拡大や市の行事などでの農産物販売による支援を行います。	
	3 保育園や学校給食、高齢者配食サービスなどに地元生産物を利用します。	

(4) 市民と農業とのふれあいの場の創造

取組施策	取組項目	備考
① 連携の推進	1 ★農業に対する理解や農地周辺の自然とのふれあいを深めてもらうため、市民農園の活用や市民と農家との交流の機会をつくりま す。	

(5) 地元農業の活用

取組施策	取組項目	備考
① 活用の推進	1 学校教育や社会教育の中で、地元農家の指導のもとに農業体験を行 い、農業の楽しさと、大地を守り育てる教育に活かしていきます。	
	2 学校給食の食材に地元生産物を使うなど、安全な「食」生活の学習 に活かしていきます。	

市民の取り組み

- 農業者との交流や農業体験、講習会、研究会を通して農業への理解を深めます。
- 環境保全型農業による農作物を積極的に購入します。
- 地元の農産物を積極的に購入します。

事業者の取り組み

- 農地を保全するため、関係機関との協議を行います。
- 休耕地を他の農業者に貸すなど有効活用します。
- 環境保全型農業を積極的に推進します。
- 安全な農作物を市民へ提供します。
- 羽村市の農業を守るために、多くの子どもたちが地元の農業を体験したり、地元の生産物を食
する機会が得られるように協力していきます。

第2項 水環境を保全する

1 河川・水辺の景観、清流の保全

目 標

草花丘陵の保全、清流多摩川の保全、河原の保全をしていきます。

主な 指標	清流町地区の污水管渠整備事業進捗状況	
	現状	早期の整備に努めます。
	35%	

* 現状値の数値式：事業完了量÷計画事業量×100

現 状

多摩川やその周辺の水田地域、羽村草花丘陵、玉川上水などは水と緑が調和した美しい自然環境を有しています。特に、多摩川には、野鳥や動植物、魚類や水生生物が多数生息しており、良好な水辺環境が維持されています。また、このような多摩川周辺の自然環境は、市民が中心となった監視活動や保全活動などにより美しく保たれています。

市では多摩川や草花丘陵の自然とのふれあいを通し、子どもたちに自然の大切さや楽しさを知ってもらうため、水辺観察会や自然観察会などの夏休み環境教室を実施するほか、広報等を通じて多摩川を利用するときのマナーの向上について啓発を行いました。

また、公共下水道の供用開始に向けて、下水道未整備地区である清流町地区の公共下水道の整備を進めています。

施策の方向

市内に多摩川や玉川上水が流れていることは市民にとって喜びであり、多摩川は、歴史・文化・生活など私たちにたくさんの恵みを与え続けています。

四季折々に彩りを添える草花丘陵を背景に美しい多摩川の流れ、水を求めてくる野鳥たち、水にすむ魚たち、花を求めてくる虫たち、虫を呼んでいる花たち、そして、自然を求めてくる人たち、これらは未来に向けて残したい風景です。

このような認識をもって、市・事業者・市民をあげて積極的にこれら自然環境の保全と育成に取り組み、河川・水辺景観と清流を保全します。

また、平成9年12月に施行された「東京都景観条例」に基づき「丘陵地景観基本軸」に指定されている草花丘陵の雑木林の保全や「玉川上水景観基本軸」に指定されている玉川上水の景観を保全します。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 草花丘陵の雑木林の保全		
取組施策	取組項目	備考
① 保全の推進	1 東京都の「丘陵地景観基本軸」に指定されている、草花丘陵の雑木林の保全を、東京都などに働きかけます。	
	2 ◆草花丘陵の自然観察会を開催します。	5.1.1(4)①-2 93 頁関連
	3 ★郷土博物館裏の里山を保全します。	
	4 草花丘陵の動植物調査の実施を検討します。	

(2) 清流多摩川の保全		
取組施策	取組項目	備考
① 保全の啓発	1 多摩川の河川管理者に多自然型護岸にするよう関係機関に要請します。	
	2 多摩川の河川敷には清流に悪影響を及ぼすようなものは造られないよう関係機関に要請します。	
	3 多摩川の流路（水の流れているところ）や河原の利用については、河川整備計画に基づいて利用されるよう関係機関に要請します。	
	4 多摩川的美観を損なうような表示板、看板が設置されないよう関係機関に要請します。	
	5 多摩川の流路や河原の利用者への啓発を行います。	
	6 多摩川の河川敷を整備するときは事前に市民に知らせるよう関係機関に要請します。	
	7 ★多摩川の水質を保全するため、公共下水道を整備します。	1.1.2.1(1)①-2 1.1.2.1(1)①-9 23 頁関連

(3) 玉川上水の景観の保全		
取組施策	取組項目	備考
① 連携の推進	1 東京都・隣接市と協力し、東京都の「玉川上水景観基本軸」に指定されている玉川上水の保全に努めます。	

市民の取り組み

- 下草刈、適切な伐採による雑木林の更新、自然環境に配慮した遊歩道の整備を行うなど、草花丘陵の保全に協力します。
- ごみは持ち帰り、河原や雑木林に捨てません。
- 草花丘陵、多摩川周辺の生物の調査に協力します。
- 草花丘陵、多摩川周辺の自然観察会に参加、協力します。
- 河川敷への車両の乗り入れやバーベキューを行わないようにします。
- 多摩川で犬の散歩をする場合は、飼い主はマナーを守ります。
- 多摩川で釣りをするときはマナーを守ります。
- 多摩川で散歩するときはマナーを守ります。
- マナーに関しお互いに注意し合います。
- 多摩川に汚水を流さないようにします。

事業者の取り組み

- 草花丘陵地域の緑の保全とその景観保全に関する施策に協力します。
- 草花丘陵の保全の大切さを社員に教育します。
- 多摩川周辺の景観の妨げになるような行為はしません。
- 多摩川に排水を流さないようにします。
- 多摩川周辺に建物を造る時は、河川・水辺景観に配慮します。
- 玉川上水周辺の緑道の保全とその景観の保全に関する施策に協力します。

2 河川と水辺の生物の保護

目 標

多摩川や玉川上水の水辺や緑地空間を大切にし、そこに生息する生物を保護し、自然との共生・共存を目指します。

主な 指標	ガイドブックによる情報提供	
	現状	市内自然ガイドブック（仮称）を作成し情報を提供します。
	－	

現 状

多摩川を中心とした市内全域に野生の生物が生息しています。これらの生物は、相互に関連しながら多様な生態系を成立させており、人々に様々な恵みをもたらします。また、生物が生きていくためには、人間が生きていくのと同様に、生きていく場所、きれいな空気や水・土・豊かな緑が必要です。

しかし、多摩川の河川敷にはグラウンドやレクリエーション広場が設置され、特に玉川兄弟像の下の河川敷はバーベキュー利用者が多く駐車場も設置されています。これらの施設の設置や利用者によって、多摩川を中心とした生物の生息場所が減少しつつあります。

施策の方向

多摩川を中心とする市内の自然について適切な把握に努め、野生の生物を保護するとともに、野生生物の生息にとって良好な自然環境を保つため、野生生物の重要な生息環境である河川と水辺を保全します。

また、小動物が各生息空間を自由に行き来できるように配慮した自然のネットワークの形成など、市内に生息する生物にとって魅力ある環境の創造を図ります。

さらに、市内に生息する主な（貴重な）野生生物の生息状況の実態調査を定期的に行い、自然の生態系に対する理解を深め、保全と保護に積極的に取り組みます。

自然との共生・共存を図るため、動植物調査を実施し、市内自然ガイドブック（仮称）を作成して情報を提供します。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 生息・生育環境の保全		
取組施策	取組項目	備考
① 保全の推進	1 多摩川右岸の草花丘陵は、丘陵的生態系がみられる場所であるため、その保全や環境学習等への活用ができるよう東京都・近隣自治体に働きかけます。	
	2 多摩川周辺は、在来の野生の生育に適した自然度の高い緑地として維持します。	
	3 多摩川の整備にあたっては、水生生物の生息環境を保全するため、瀬・淵等を確保するよう関係機関に要請します。	
	4 多摩川に生息する水生生物の生態の調査をします。	
	5 安定した河川水量を保つため、羽村堰の放水量を確保するよう関係機関に要請します。	
	6 河川敷に川と水辺の生物に悪影響を及ぼすような人工物は造らないよう、関係機関に要請します。	
	7 河川敷でのレジャーについては、自然環境に配慮するよう啓発します。	
	8 外来の動植物による河川生態系への影響に配慮するよう関係機関に要請します。	
	9 河川流路と河川敷利用状況についての監視体制を整えるよう関係機関に要請します。	

(2) 生物にとって魅力ある環境の創造		
取組施策	取組項目	備考
① 環境づくりの推進	1 安全性に支障のない範囲で、多摩川の護岸や水際、河川敷の植生の保全・植栽など、よりよい環境づくりに努めます。	
	2 失われつつあるビオトープの創出に努めます。	

(3) 自然のネットワークの形成		
取組施策	取組項目	備考
① 自然環境の回復	1 小動物の移動を可能にするための植栽、水辺などをつなぐ自然の回廊（コリドー）の保全、または、回復に努めます。	
	2 自然の生態系回復を図ることの重要性を学校教育や広報などを通じ啓発していきます。	

(4) 野生の生物の生息状況の把握		
取組施策	取組項目	備考
① 情報の把握	1 ★多摩川周辺において動植物調査を実施し、その成果を活用して市内自然ガイドブック(仮称)を作成します。	3.1.1(6)①-1 68 頁関連
	2 野生生物について専門家によるアドバイスをとり入れるなど、積極的に保護・育成に努めます。	
	3 ◆自然を観察し、理解を深める機会を増やすために、必要な資源や情報を整備します。また、自然環境学習のアドバイザーを市民・事業者を紹介します。	5.1.1(4)①-1 93 頁関連

市民の取り組み

- 多摩川の河川敷に河川と水辺の生物に悪影響を及ぼすような人工物は造りません。
- 多摩川の河川敷において、バーベキューは決められた場所(レクリエーション広場)以外ではしません。
- 多摩川の河川敷にペットを連れてくるときは、飼い主が責任を持って管理します。
- 自然の生態系を乱すような生物を多摩川などの自然環境に持ち込みません。
- レジャーによるごみは各自が持ち帰ります。
- 野生生物の調査に積極的に参加・協力します。
- 自然観察会やバードウォッチング等に積極的に参加し、自然環境や生態系の理解や認識を深め、自然を大切に維持していきます。
- 自宅の庭に自然を残すように努めます。

事業者の取り組み

- 多摩川の河川敷に川と水辺の動植物に悪影響を及ぼすような人工物は造りません。
- 多摩川の河川敷でイベントやレクリエーションを行うときは、ごみは持ち帰ります。
- 事業活動において、自然の生態系を乱すような生物を河川敷などの自然環境に持ち込みません。

3 湧水の保全、湿地の創出

目 標

現在ある湧水を保全するとともに、湿地を創出します。

主な 指標	雨水浸透施設の設置数（累計）	
	現状	助成件数368件
	188件	

現 状

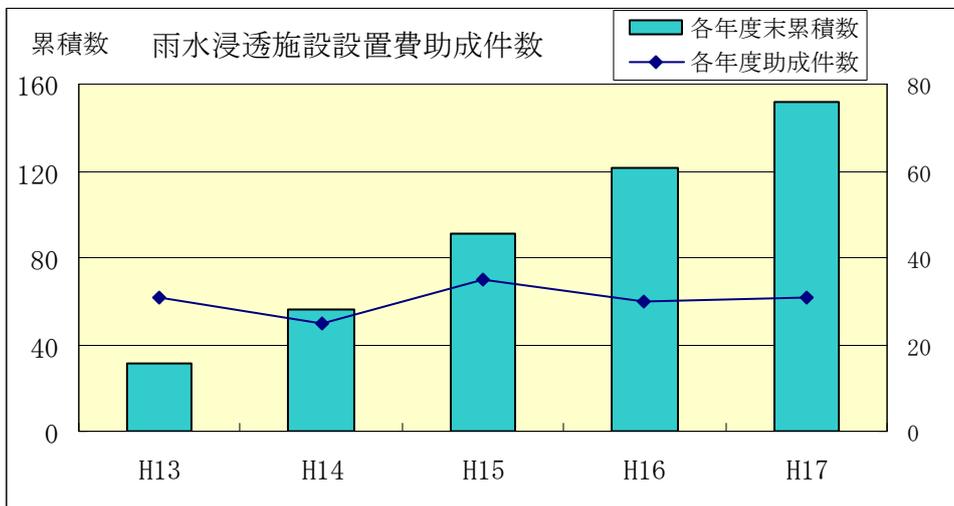
1. 湧水

市内で、常に水が湧いている場所としては、一峰院や崖線付近の民家などがあります。また、雨が続くと水が湧くところとしては、禅林寺などがあります。

市では湧水や地下水のかん養のため、雨水浸透施設の設置者に対する助成を行っています。

2. 湿地

多摩川の中州などに、湿地帯の痕跡があります。また、中州の一部で、かつて繁茂していたアシ原が一部復元しつつあります。湿地やアシ原は、水質の浄化に役立つとともに、動物・植物の繁殖にとっても重要な場所です。



施策の方向

湧水を保全するためには、樹木を増やし、緑のネットワークをすることなど、地下浸透の促進が必要であるため、雨水の自然還元を進めます。また、適切な場所に湿地の創出を検討します。

湧水や地下水のかん養のため、雨水浸透施設の設置者に対する助成を推進します。

市の取り組み

1. 湧水の保全

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 雨水の自然還元の促進		
取組施策	取組項目	備考
① 整備の充実	1 ★雨水浸透施設の設置を進めます。	1. 1. 2. 1(1)③-4 23 頁関連 1. 1. 4(1)①-1 34 頁関連 1. 2. 2(4)①-2 48 頁関連
	2 道路の舗装は浸透性にするよう努めます。	

(2) 樹木の増加と緑のネットワークづくりの推進		
取組施策	取組項目	備考
① 体制の充実	1 街路樹を増やし緑のネットワーク化を進めます。	
	2 ◆街路樹を増やします。	3. 1. 1(4)①-3 67 頁関連
	3 ◆市街地の中の貴重な緑を保全するため、保存樹林地や保存樹木の指定を進めます。	3. 1. 1(2)①-1 66 頁関連
	4 街路樹の樹種を見直し、適正に管理します。	
	5 遊休地に木を植えられるよう検討します。	

(3) 湧水地の保全		
取組施策	取組項目	備考
① 普及啓発	1 湧水地を保全するよう努めます。	

2. 湿地の創出

(1) 湿地の保全、回復		
取組施策	取組項目	備考
① 自然環境の保全	1 多摩川の右岸の小川付近にある湿地を保全していくよう関係機関に要請します。	
	2 湿地を創るため、多摩川を管理している関係機関と協議して、アシ等の繁殖と保全に努めます。	

市民の取り組み

- 雨水浸透施設を設置するなど雨水の地下浸透に努めます。
- 敷地内に木を植え、緑化に努めます。
- 街路樹の保全に努めます。
- 湧水の大切さを理解し、保全に努めます。
- 湿地およびアシ等の水辺の植生の重要性を理解し、保全と育成に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 雨水浸透施設を設置するなど雨水の地下浸透に努めます。
- 敷地内道路や駐車場は浸透性舗装にするよう努めます。
- 敷地内に木を植え、緑化に努めます。
- 街路樹の保全に努めます。
- 湧水の大切さを理解し、保全に努めます。
- 土壌の掘削工事を行う際は、湧水を枯渇させないため、掘削の深度や地下水脈・湧水の位置に充分配慮し、地下水脈を分断しないようにします。

第3項 歴史と文化を保全する

1 羽村の歴史と風土、個性あふれる景観の保全

目 標

羽村の風土と歴史や文化を活かした個性あふれるまちを目指すとともに、先人が培った伝統文化を伝承し様々な歴史的文化遺産を保存していきます。

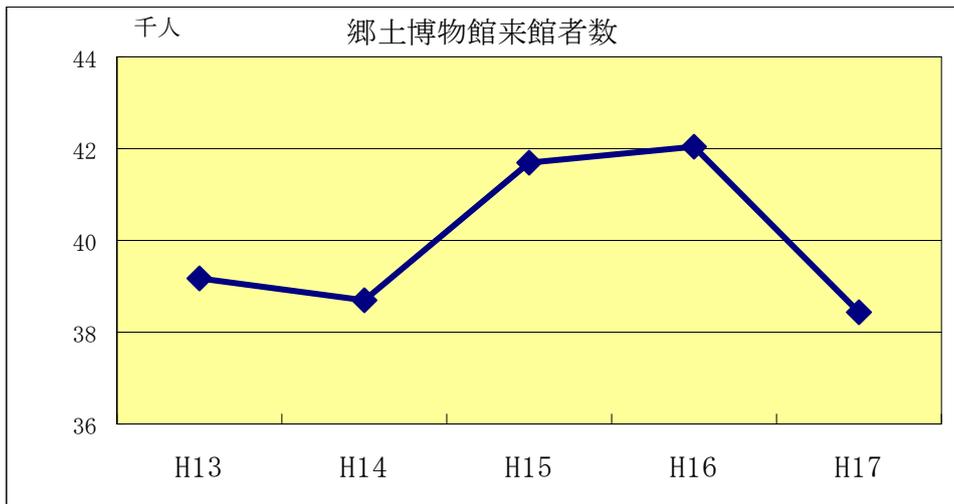
主な 指標	郷土博物館来館者数	
	現状	来館者の増加に努めます。
	123人/日	

現 状

市内に残されている数々の遺跡の調査から、4,000～5,000年前の縄文時代中期まで歴史を遡ることが出来ます。鎌倉時代末期から戦国時代にいたる約260年間は、周辺の地域とともに豪族の支配となりました。阿蘇神社や一峰院もその頃の創建といわれています。また、江戸時代には江戸市中の生活用水とするために、羽村から玉川上水が引かれ、進取の気性が育まれました。市内には、史跡「玉川上水」や重要有形民俗文化財「羽村の民家（旧下田家）とその生活用具」などの国指定文化財21件、国登録有形文化財1件をはじめ、都指定文化財5件、市指定文化財20件が指定されています。

文化財保護事業については、指定文化財の件数が増加し、貴重な郷土の資料を後世に伝えられるようになりました。さらに、文化財所有者等からの相談件数が増え、文化財保護意識の高揚が図られています。

また、各種企画展や講演会を開催し、羽村の伝統文化や歴史について理解を深める場を提供しました。



施策の方向

多摩川周辺は自然的・歴史的景観に優れた地域で、多摩川や玉川上水などの水辺景観、山並みや樹林、段丘崖線、神社・仏閣と境内の樹林など羽村の原風景を保存するまちづくりを行ってきました。今後も、個性あふれる歴史的景観を保全していくとともに、先人が築いた進取の気性と英知に接することができる羽村の歴史と文化を生かした感性豊かなまちづくりを推進します。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 個性あふれる歴史的景観の保全		
取組施策	取組項目	備考
① 保全の推進	1 歴史的・文化的骨格を形成している玉川上水・羽村堰や、明治・大正・昭和にわたって維持されてきた寺社・仏閣、崖線の樹林等については、羽村の文化遺産として一体的な保全を進めます。	
	2 羽村の堰を中心とした川の文化や草花丘陵の里山の景観など個性あふれる歴史的景観を大切にしていきます。	
	3 平成16年6月公布された景観法の基本理念に基づいた良好な景観を形成するための取り組みを検討します。	
	4 羽村市の個性ある歴史的景観について市内外への広報に努めます。	
	5 景観条例の制定等についての調査検討をしていきます。	

(2) 先人が培った伝統文化の保存と伝承		
取組施策	取組項目	備考
① 普及啓発	1 ★郷土芸能や伝統的行事への支援や後継者の育成、郷土文化に関する教育や啓発に努めます。	
	2 ★羽村の歴史・文化に関する市民の理解をより一層深めてもらうため、各種展示を充実します。	

(3) 文化財の保護と活用		
取組施策	取組項目	備考
① 情報の提供	1 急速に失われつつある歴史的・文化的資料を収集・保存し、市民がこれらの資料を活用し、学習できるようにします。	
	2 貴重な歴史的建造物の保存と活用を図ります。	
	3 埋蔵文化財保存を図り、学術的な調査研究を進め、出土文化財を活用し、公開し郷土の歴史への理解を深めるとともに、適切な管理のもと保存していきます。	

市民の取り組み

- 歴史的景観を保全していくために、各地域で「地域計画」等について市民による話し合いをします。
- 郷土芸能や伝統行事を守るために、伝承活動を行います。
- 地域の歴史や伝統に詳しい方による学習会や研究会を、子どもはじめ多くの市民を対象に開催していきます。(養蚕の歴史や中里介山・祭りの由来等)

事業者の取り組み

- 武蔵野の面影など羽村の個性的・歴史的景観が保全されるように協力します。
- 郷土芸能や伝統行事を守るために、地域社会貢献活動として行事に参加し、協力します。
- 歴史的景観保全のために、建物の高さ制限や色彩、夜間の光害の抑制に配慮していきます。